

令和6年度

水 防 計 画

吉 見 町

目 次

第 1 章	総則	1
1.1	目的	
1.2	用語の定義	
1.3	水防の責任	
1.4	水防計画の作成及び変更	
1.5	安全配慮	
第 2 章	水防組織	7
第 3 章	重要水防箇所	11
3.1	国土交通省管理重要水防箇所	
3.2	埼玉県管理重要水防箇所	
第 4 章	予報及び警報	17
4.1	気象庁が行う予報及び警報	
4.2	洪水予報河川における洪水予報	
4.3	水位周知河川における水位到達情報	
4.4	水防警報	
第 5 章	水位等の観測、通報及び公表	26
5.1	水位の観測、通報及び公表	
5.2	水位等の通報系統図	
第 6 章	気象予報等の情報収集	27
第 7 章	ダム・樋管等	27
7.1	ダム・樋管等	
7.2	樋管等の操作	
第 8 章	通信連絡	29
第 9 章	水防施設及び輸送	30
9.1	水防倉庫及び水防資器材	
9.2	輸送	
第 10 章	水防活動	32
10.1	水防配備	
10.2	巡視及び警戒	
10.3	水防作業	
10.4	緊急通行	
10.5	警戒区域の指定	
10.6	避難のための立退き	
10.7	決壊・越水・漏水等の通報及びその後の措置	
10.8	水防配備の解除	
第 11 章	水防信号	40
第 12 章	協力及び応援	41
12.1	河川管理者の協力及び援助	
12.2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	
12.3	警察官の援助要求	
12.4	自衛隊の派遣要請	
12.5	国（河川事務所、地方気象台等）との連携	

12.6	住民、自主防災組織等との連携	
第13章	費用負担と公用負担	43
13.1	費用負担	
13.2	公用負担	
第14章	水防報告等	45
14.1	水防記録	
14.2	水防活動報告	
第15章	水防訓練	46
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	46
16.1	洪水浸水想定区域の指定状況	
16.2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
16.3	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	
16.4	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	
16.5	防災ハザードマップ	

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水及び内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと）による水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知をいう（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模

の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(20) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

1.3 水防の責任

(1) 水防管理団体の責任

町（水防管理団体）は、水防組織、水防施設、器具及び資材の整備を図るとともに、法第3条の定めるところに従い、本町区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑨予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑫警戒区域の設定（法第21条）
- ⑬警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑮堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第25条、法第26条）
- ⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑰避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑱水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑲水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑳水防協議会の設置（法第34条）
- ㉑水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉒水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉔水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉕消防事務との調整（法第50条）

（２）国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑩特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（３）気象庁の責任

- ①気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

（４）県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（５）河川管理者の責任

- ①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(6) 居住者の義務

- ①水防への従事（法第24条）
- ②水防通信への協力（法第27条）

(7) 水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第25条）
- ②決壊後の処置（法第26条）
- ③水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

1.4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

水防管理者は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、知事に遅滞なく届け出るものとする。

また、水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。

○吉見町水防協議会

- ①吉見町水防協議会の組織及び運営等は、法第34条及び吉見町水防協議会条例の規定による。
- ②吉見町水防協議会委員は、町長（水防管理者）を会長とし、委員は関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験者のある者のうちから、町長が委嘱し、別表1のとおりとする。
- ③吉見町水防協議会は、水防計画、その他水防に関し重要な事項について、調査審議を行う。（法第33条第2項）
- ④吉見町水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。（法第34条第2項）

別表 1

吉見町水防協議会委員

任期 R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31

選出区分	選出母体	職 名	氏 名
会 長		町 長	宮 崎 善 雄
条例第 3 条第 5 項 第 1 号委員	町の職員	副 町 長	小 川 福 美
		教 育 長	大 澤 幸 正
		総 務 課 長	内 野 隆
		自 治 財 政 課 長	横 田 喜 和
		ま ち 整 備 課 長	小 島 俊 保
		長 寿 福 祉 課 長	中 村 仁 志
		子 育 て 支 援 課 長	富 田 安 紀 子
		水 生 活 課 長	加 藤 佳 男
		産 業 振 興 課 長	関 根 正 徳
条例第 3 条第 5 項 第 2 号委員	水防団体の代表者	消 防 団 長	脇 谷 仁 志
		消 防 団 副 団 長	小 島 克 士
		消 防 団 副 団 長	加 藤 勝
		第 1 分 団 長	蓮 沼 勝 博
		第 2 分 団 長	清 水 大 輔
		第 1 副 分 団 長	内 野 悟
		第 2 副 分 団 長	舟 橋 伸 吾
条例第 3 条第 5 項 第 3 号委員	知識経験者	比 企 広 域 消 防 本 部 東松山消防署吉見分署長	飯 野 博 司
		区 長 会 長	小 澤 俊 則
		区 長 会 副 会 長	市 川 幸 正
		区 長 会 副 会 長	吉 田 清 司
		区 長 会 副 会 長	瀬 戸 正 広
		吉見領土地改良区理事長	宮 崎 善 雄

1.5 安全配慮

洪水等において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防活動は、ライフジャケットを着用し、原則として複数人で行う。また、最新の情報を入手可能な状態で実施する。

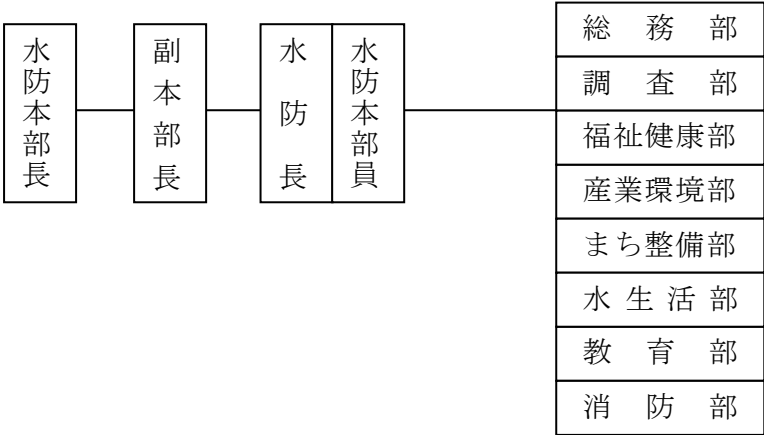
総指揮者又は現場指揮者は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

第 2 章 水防組織

水防管理者は、水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまでの間、又は必要に応じて水防本部を設置する。なお、吉見町地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置された場合、水防本部は、災害対策本部へ移行する。

本部事務局は、総務課内に置く。

(1) 組織系統



水防本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
水防長	総務課長
水防本部員	自治財政課長、総合政策課長、産業振興課長、産業振興課主幹、会計管理者、税務会計課長、町民健康課長、長寿福祉課長、子育て支援課長、子育て支援課主幹、環境課長、まち整備課長、水生活課長、教育総務課長、生涯学習課長、生涯学習課主幹、議会事務局長、吉見分署長、水防団長

(2) 班編成表

() 内人数：部長・副部長以外の員数（派遣等を除く。）

部	部長・副部長		部内人員（町組織規則名）	
総 務 部	部 長	総務課長	総務課(8名)	危機管理係、秘書人事係
	副 部 長	議会事務局長	広報広聴係	
			議会事務局(1名)	庶務議事係
	副 部 長	自治財政課長	自治財政課(10名)	自治振興係、財務管理係、行政法務係
	副 部 長	総合政策課長	相談係	
			総合政策課(5名)	政策推進係、情報政策係
調 査 部	部 長	会計管理者	税務会計課(14名)	課税係、管理徴収係、会計係
福 祉 健 康 部	副 部 長	税務会計課長		
	部 長	長寿福祉課長	長寿福祉課(13名)	包括支援係、介護保険係、福祉係
	副 部 長	町民健康課長	町民健康課(14名)	町民係、保険年金係、保健支援係
	副 部 長	子育て支援課長	子育て支援課(34名)	児童支援係、保育係、こども家庭センター係
	副 部 長	子育て支援課主幹		
産 業 環 境 部	部 長	産業振興課長	産業振興課(8名)	農政係、商工観光係、事業推進係
	副 部 長	産業振興課主幹	農業委員会(2名)	農地係
	副 部 長	環境課長	環境課(4名)	廃棄物対策係、環境衛生係
ま ち 整 備 部	部 長	まち整備課長	まち整備課(12名)	都市計画係、用地管理係、改良維持係
水 生 活 部	部 長	水生活課長	水生活課(12名)	水道業務係、水道施設係、下水道業務係、下水道施設係
教 育 部	部 長	教育総務課長	教育総務課(10名)	総務係、学校教育係、給食センター係
	副 部 長	生涯学習課長	小学校統合準備係	
	副 部 長	生涯学習課主幹	生涯学習課(13名)	文化財係、生涯学習係、生涯スポーツ係、町民会館係、図書館係、公民館係
消 防 部	部 長	吉見分署長	消防分署	
	副 部 長	水防(消防)団長	水防(消防)団(82名)※町職員を含む。	

※部長については、代理順位を定めておくものとする。

水防団

吉見町水防団は、次の組織をもって構成する。

団	副団長	分	分団長	副分団長	部	部長	班長	団員	
水防団長	水防副団長	1	第1分団長	第1副分団長	1の1	1名	2名	10名	
					1の2	1名	2名	7名	
					1の3	1名	2名	10名	
			担当区域：荒川右岸明秋横堤から川島町境まで 市野川左岸諏訪堰から川島町境まで						
		2	第2分団長	第2副分団長	2の1	1名	2名	7名	
					2の2	1名	2名	8名	
					2の3	1名	2名	10名	
			担当区域：荒川右岸中曽根から明秋横堤まで 市野川左岸諏訪堰から東松山市境まで						
		女性水防団				6名			
		機能別水防団				10名			
		情報収集及び後方支援							

(3) 水防本部の事務分掌

各部の事務分掌は、下記表を参考に水防本部長の指示により適宜必要な事務に従事させることとする。

各部に、連絡調整員を置き、本部に情報を集約できる体制をとること。

※災害対策本部に移行した場合は、災害対策本部の事務分掌に準じる。

部 名 (災害対策本部班編成名)	事務分掌
総 務 部 危機管理班 職員班 広報班 議会班	初動時の各種情報収集及び連絡調整に関すること。 (国・県・消防・水防団等の関係機関) 初動時の水防資機材の準備・調達に関すること。 水防本部に関すること。 職員の動員・派遣・配置に関すること。 町民への災害対策事項に関すること。 (避難指示、避難誘導等) 災害対策活動の広報等に関すること。 (防災行政無線、ホームページ、報道機関対応) 議会に関すること。 他の部の応援に関すること。

総 務 部 連絡調整班 財務班 物資調達班	水防活動に関すること。（巡視及び警戒、水防作業） 2号配備以降の要請・報告・連絡調整に関すること。 （国・県・他市町村等の水防上関係のある機関） 庁舎及び町施設に関すること。 （電力・通信システム等の確保及び被害状況） 避難所の資機材等に関すること。 水防資機材等の調達に関すること。
調 査 部 家屋調査班 情報収集班 会計班	水防活動に関すること。（巡視及び警戒、水防作業） 2号配備以降の各種情報収集及び整理に関すること。 被害状況収集及び災害記録に関すること。
福祉健康部 福祉班 保健医療班 町民支援班 保育班	水防活動に関すること。（巡視及び警戒、水防作業） 所管する各施設の被害調査及び利用者の安全確保に関すること。 避難所及び福祉避難所の開設及び運営に関すること。 災害時要援護者・災害弱者に関すること。 町民からの問合せに関すること。
産業環境部 農政班 商工班 環境衛生班	排水機場及び堰・水門等に関すること。 水防活動に関すること。（巡視及び警戒、水防作業） 県・改良区等の関係機関・団体との連絡調整に関すること。
まち整備部 道路等応急班 住宅応急班	道路・河川等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 県・改良区等の関係機関・団体との連絡調整に関すること。 土木関係業者との連絡及び相互協力に関すること
水生活部 給水班 上水道班 下水道班	水防活動に関すること。（巡視及び警戒、水防作業） 所管施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 水道関係業者との連絡及び相互協力に関すること。 応急資機材の調達確保に関すること。
教 育 部 教育総務班 学校教育班 生涯学習班 給食班	水防活動に関すること。（巡視及び警戒、水防作業） 児童・生徒・利用者の安全確保 学校及び所管する施設の被害調査に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 学校・関係機関との連絡調整及び教職員の動員に関すること。
消 防 部 消防分署 水防(消防)団	消防職員の動員に関すること。 管轄区域内の警戒パトロールに関すること。 河川巡視及び水防活動に関すること。 避難誘導及び救出・救助に関すること。 各関係機関・団体との連絡調整に関すること。 水防（消防）団員の動員に関すること。 管轄区域内の警戒パトロールに関すること。 河川巡視及び水防活動に関すること。 避難誘導及び救出・救助に関すること。 常備消防との連携及び活動支援に関すること。

第3章 重要水防箇所

3.1 国土交通省管理重要水防箇所

(1) 重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・ 洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡または旧川跡の箇所。
りっこう 陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(２) 重要水防箇所（重要水防箇所図参照）

	重要水防箇所		重要度		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	地先名 (図面箇所番号)	杭位置	種別	階級			
荒川	吉見町大字上砂 (荒右 67-1)	67.2 上 158 66.8 上 30	破堤跡	要注意	368	破堤跡(T2)右岸 67.2k 付近。	月の輪工法
	吉見町大字 地頭方 (荒右 66-1)	66.0 下 47 66.0 下 154	越水 (溢水)	B	123	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない。	積み土嚢工法
	吉見町大字 地頭方 (荒右 65-1)	65.6 上 168 64.0 上 97	越水 (溢水)	B	1,870	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない。	積み土嚢工法
	吉見町大字 大和田～蚊斗谷 (荒右 61-1)	61.2 上 180 60.4 下 100	堤体漏水	B	747	堤体の変状の生じるおそれがある箇所。	築まわし工法 シート張工法
	吉見町大字 蓮沼新田～ 高尾新田 (荒右 59-1)	59.6 上 0 59.2 上 190	旧川跡	要注意	204	旧川跡	月の輪工法
	吉見町大字 高尾新田 (荒右 59-2)	59.2 上 190 59.2 上 10	基礎地盤 漏水 旧川跡	B 要注意	175	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所。 旧川跡	月の輪工法
	吉見町大字 高尾新田 (荒右 59-3)	59.2 上 10 59.2 下 87	旧川跡	要注意	142	旧川跡	月の輪工法

	吉見町大字 高尾新田 (荒右 59-4)	59.2 下 87 59.2 下 130	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注意	65	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない。 旧川跡	積み土嚢工 月の輪工法
	吉見町大字 高尾新田～ 久保田新田 (荒右 59-5)	59.2 下 130 58.8 上 145	旧川跡	要注意	190	旧川跡	月の輪工法
	吉見町大字 久保田新田 (荒右 58-1)	58.8 下 69 58.8 下 110	越水 (溢水)	B	42	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない。	積み土嚢工 法
	吉見町大字 久保田新田 (荒右 58-2)	58.4 上 100 58.4 上 80	越水 (溢水)	B	21	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない。	積み土嚢工 法
	吉見町大字 久保田新田～ 江和井 (荒右 58-3)	58.4 下 128 58.4 下 192	破堤跡	要注意	63	破堤跡 (M40) 右岸 58.0 k 付近	月の輪工法

資料：「令和 6 年度 荒川上流洪水対策計画書」

3.2 埼玉県管理重要水防箇所

(1) 重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤または旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、その対策が未施工箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡または旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

- ※１ 堤防高がおおむね３メートル以上を有する高築堤河川で、警戒を必要とする区間は、「高築堤・高」と表示する。
- ※２ 事業着手及び完了区間の評価は、現在の事業計画上の水位により行い、これ以外
の評価は、既往最高水位により行う。なお、事業着手区間とは、事業認可区間をいう。
- ※３ 重要区間内において、特に危険な箇所は、★で示す。（最重要水防箇所）

(2) 重要水防箇所 (重要水防箇所図参照)

河川	重要水防箇所		重要度		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	地先名 (図面箇所番号)	杭位置	種別	階級			
市 野 川	東松山市松山 吉見町大字江綱 (市3)	12.4 8.0	堤防高	B	4,400	堤防余裕高不足	積み土嚢工
	吉見町大字江綱 (市5)	6.8 6.4	堤防高	B	400	堤防余裕高不足	積み土嚢工
	吉見町大字大串 大字荒子 (市6)	3.5 3.2	堤防高	B	300	堤防余裕高不足	積み土嚢工
	吉見町大字江綱 川島町大字芝沼 (市8)	8.0 2.2	高築堤	高	5,800	高築堤河川	シート張工

資料：「令和6年度 埼玉県水防計画」

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

(種類及び発表基準について)

熊谷地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要		
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合で次の基準に該当するとき ①表面雨量指数基準が10以上と予想される場合 ②土壌雨量指数（※1）基準92以上と予想される場合		
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で次の基準に該当するとき ①表面雨量指数基準が22以上と予想される場合 ②土壌雨量指数基準128以上と予想される場合		
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき		
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合で次の基準に該当するとき ① 市野川流域の流域雨量指数基準（※2）19.2以上と予想される場合		
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な被害が発生するおそれがあると予想される場合で次の基準に該当するとき ①市野川流域の流域雨量指数基準（※2）24.1以上と予想される場合		
雨に関する吉見町の50年に一度の値（令和5年6月8日現在）		48時間雨量：378mm	3時間雨量：133mm	土壌雨量指数：226

上記のほか、警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために「気象情報」という情報を発表する。これは、現象の推移や観測成果、防災上の注意事項などを具体的にお知らせすることが必要であるときに発表される。

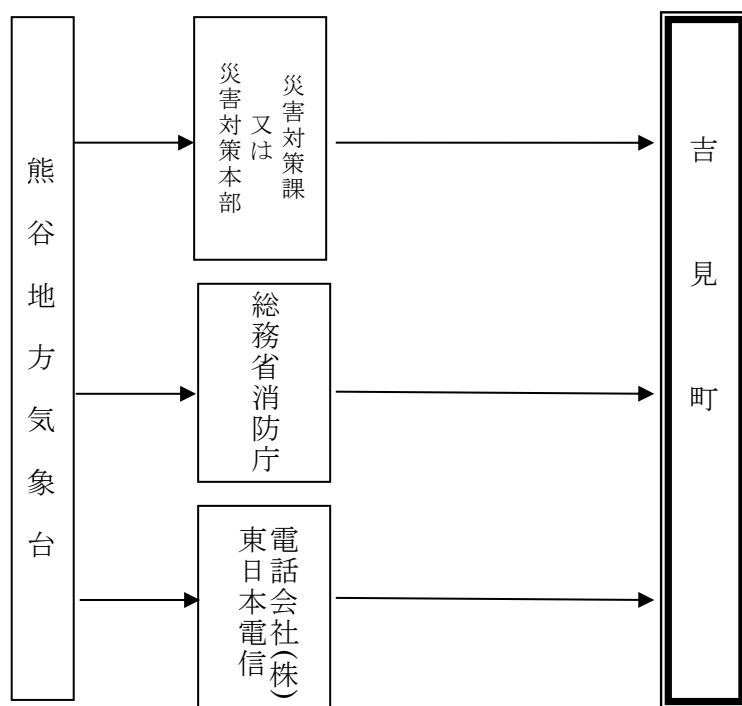
特に、記録的な短時間雨量（1時間100mm以上）を観測したときは、その観測値を直ちに記録的短時間大雨情報として発表し、警戒を呼びかけ防災効果を高める。

※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予測をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

※2 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる流域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予測をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

①気象・洪水の場合【FAX(県防災)：NTT 回線】



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、関係市町村の長に通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達した水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国発表の洪水警報）
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報実施河川名、区域及び基準観測所（荒川水系）法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国が管理する河川のうち、洪水予報及び警報を行う河川・区域等は、次のとおりである。

予報区域名	河川名	区 域		観測所名 (地先名)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位 (警戒 水位)	避難 判断 水位	氾濫危 険水位 (洪水 特別警 戒水 位)
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海（旧川を除く）まで	熊谷 (熊谷市榎町)	3.0m	3.5m	5.0m	5.5m
				治水橋 (さいたま市 西区飯田新田)	7.0m	7.5m	12.8m	13.3m
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番地の18地先から海（旧川を除く）まで	岩淵水門[上] (東京都北区 志茂5丁目)	3.0m	4.1m	6.5m	7.7m
入間川 流域	入間川	左岸	埼玉県川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先から荒川への合流点まで	菅間 (川越市鹿飼)	7.0m	8.0m	11.5m	12.0m
		右岸	埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から荒川への合流点まで	小ヶ谷 (川越市小ヶ谷)	2.0m	2.5m	3.1m	3.5m
	越辺川	左岸	埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下57番の2地先から入間川への合流点まで	天神橋 (東松山市松山)	1.5m	2.1m	2.5m	2.9m
				高坂橋 (東松山市毛塚)	3.0m	3.5m	4.1m	4.6m
		右岸	埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水346番地先から入間川への合流点まで	入西 (坂戸市沢木)	2.0m	3.0m	3.0m	3.2m
	都幾川	左岸	埼玉県東松山市大字石橋字川原山2番の1地先から越辺川への合流点まで	野本 (東松山市 下押垂)	2.0m	3.5m	4.5m	5.0m
		右岸	埼玉県東松山市大字下唐子榎町83番の3地先から越辺川への合流点まで					
	高麗川	左岸	埼玉県坂戸市大字森戸字市前1163番地先から越辺川への合流点まで	坂戸 (坂戸市 上吉田)	1.0m	1.5m	2.8m	3.4m
		右岸	埼玉県坂戸市大字森戸字赤城847番地先から越辺川への合流点まで					
	小畔川	左岸	埼玉県川越市大字古田字下河原添608番の2地先から東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで	八幡橋 (川越市名細)	3.0m	3.5m	3.6m	4.2m
		右岸	埼玉県川越市大字古田字下河原添608番の2地先から東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで					

②洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
荒川	国土交通省関東地方整備局、気象庁大気海洋部
入間川流域	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台

③洪水浸水想定区域

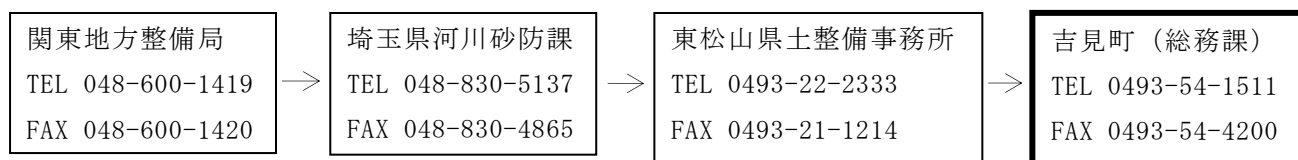
予報区域名	洪水浸水想定区域
荒川	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、川島町、 吉見町 、宮代町、白岡市、杉戸町、松伏町、三芳町、寄居町、深谷市、三郷市、坂戸市
入間川流域	坂戸市、毛呂山町、鳩山町、東松山市、川島町、 吉見町 、さいたま市、朝霞市、志木市、和光市、川越市、富士見市、ふじみ野市、鶴ヶ島市

④洪水予報の伝達経路及び手段

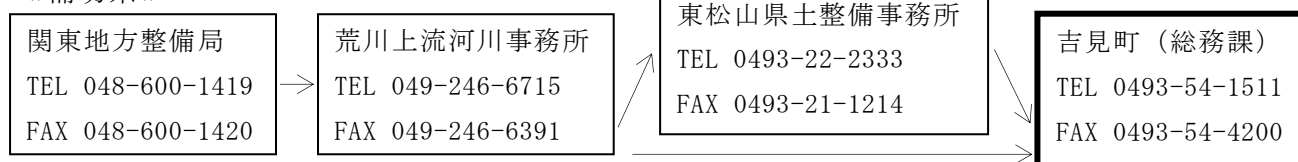
1) 国土交通省からの伝達

荒川

《基本系》【メール：NTT回線】

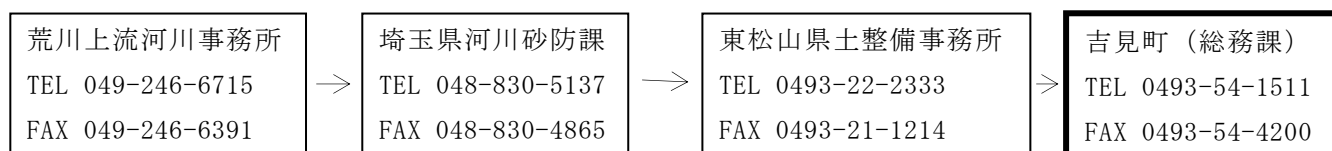


《補助系》



入間川

《基本系》【メール：NTT回線】



《補助系》



⑤洪水予報の発表形式

国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報発表形式 様式 1

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、知事が指定した河川について、水位到達情報を発表したときは、関係市町村の長に通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

なお、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、水防管理者が行う避難指示等を判断する目安となる水位である。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知

①河川名及びその区域、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

予報区域名	河川名	区 域	観測所名 (地先名)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位 (警戒 水位)	避難 判断 水位	氾濫危 険水位 (洪水 特別警 戒水 位)
荒川	市野川	右岸 東松山市大字市ノ川字西耕地 511-1 地先（境橋下流端） から 東松山市大字松山（滑川合流 点）まで	天神橋 (てんじんばし) 東松山市松山	A. P. 18.00	A. P. 19.25	-	A. P. 19.58
		左岸 東松山市大字市ノ川字西耕地 510-3 地先（境橋下流端） から 東松山市大字松山（滑川合流 点）まで					
		右岸 東松山市大字松山（滑川合流 点）から 比企郡川島町大字東大塚（荒 川合流点）まで	慈雲寺橋 (じうんじばし) 吉見町江綱	A. P. 15.30	A. P. 16.50	A. P. 16.92	A. P. 17.90
		左岸 東松山市大字松山（滑川合流 点）から 比企郡川島町大字東部（荒川 合流点）まで					

※A. P. (Arakawa Peil 荒川水位基準)

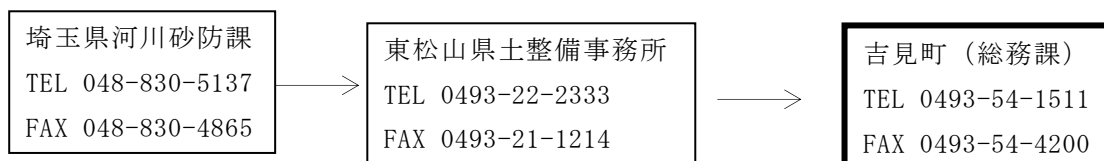
②水位到達情報の通知の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
市野川	天神橋	埼玉県県土整備部河川砂防課
	慈雲寺橋	

③洪水浸水想定区域

予報区域名	洪水浸水想定区域
市野川	東松山市、滑川町、 <u>吉見町</u> 、川島町

④水位到達情報の伝達経路及び手段【メール：NTT 回線】



⑤水位到達情報の通知の発表形式

県が行う水位情報の発表形式 様式 2 - 1 の様 4 6（埼玉県水防計画）

4.4 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

(2) 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

①種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

区分	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

②国土交通省が行う水防警報

河川名、区域

指定区間外河川		基準水位	水防警報区域		発表を行う者
水系	河川	観測所	右岸	左岸	
荒川	荒川	熊谷	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から埼玉県川越市大字中老袋字田島 289 番 1 地先まで	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から埼玉県上尾市大字平方横町434 番の1 地先まで	荒川上流河川事務所

基準観測所

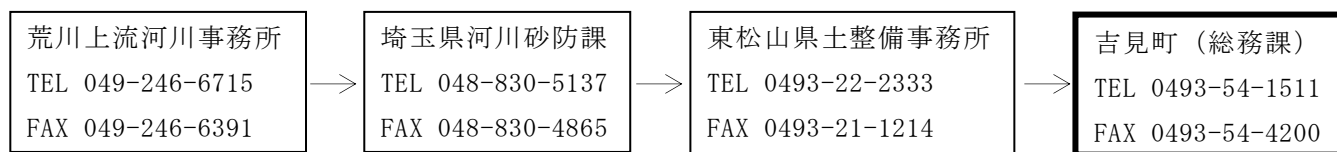
河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.51m

水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
荒川	熊谷	荒川上流河川事務所

水防警報の伝達経路及び手段

《基本系》【メール：NTT 回線】



《補助系》



水防警報の発表形式

国土交通省が行う水防警報の発表形式 様式 3－1 様 5 0（埼玉県水防計画）

③県が行う水防警報

河川名、区域

指定区間河川		基準水位 観測所名	水防警報区域		延長
水系	河川名		右岸	左岸	
荒川	市野川	天神橋	東松山市大字市ノ川字西耕地 511-1 地先（境橋下流端）から 東松山市大字松山（滑川合流点） まで	東松山市大字市ノ川字西耕地 510-3 地先（境橋下流端）から 東松山市大字松山（滑川合流点） まで	15,190m
		慈雲寺橋	東松山市大字松山（滑川合流 点）から 比企郡川島町大字東大塚（荒川 合流点）まで	東松山市大字松山（滑川合流 点）から 比企郡川島町大字東部（荒川合 流点）まで	

基準観測所

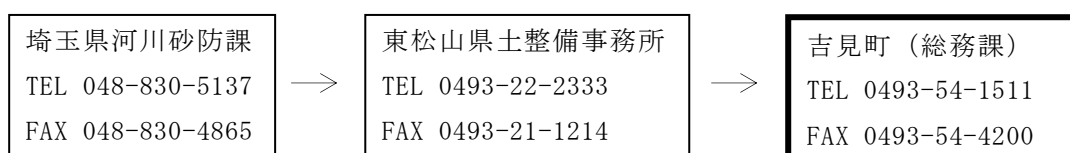
河川名	水位標名	地 先 名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	計画高 水位
市野川	天神橋	東松山市松山	A. P. 18.00	A. P. 19.25	—	A. P. 19.58	A. P. 20.480
	慈雲寺橋	吉見町江綱	A. P. 15.30	A. P. 16.50	A. P. 16.92	A. P. 17.90	A. P. 18.951

水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
市野川	天神橋	埼玉県県土整備部河川砂防課
	慈雲寺橋	

水防警報の伝達経路及び手段

《基本系》【メール：NTT 回線】



水防警報の発表形式

県が行う水防警報の発表形式 様式 3－2 様 5 1（埼玉県水防計画）

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

吉見町が関係する水位観測所は、国管理の熊谷水位観測所と埼玉県管理の天神橋水位観測所、慈雲寺橋水位観測所がある。

(2) 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(3) 水位の公表

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

埼玉県水防本部は、次の方法で水位状況を公表する。

川の防災情報（国土交通省）

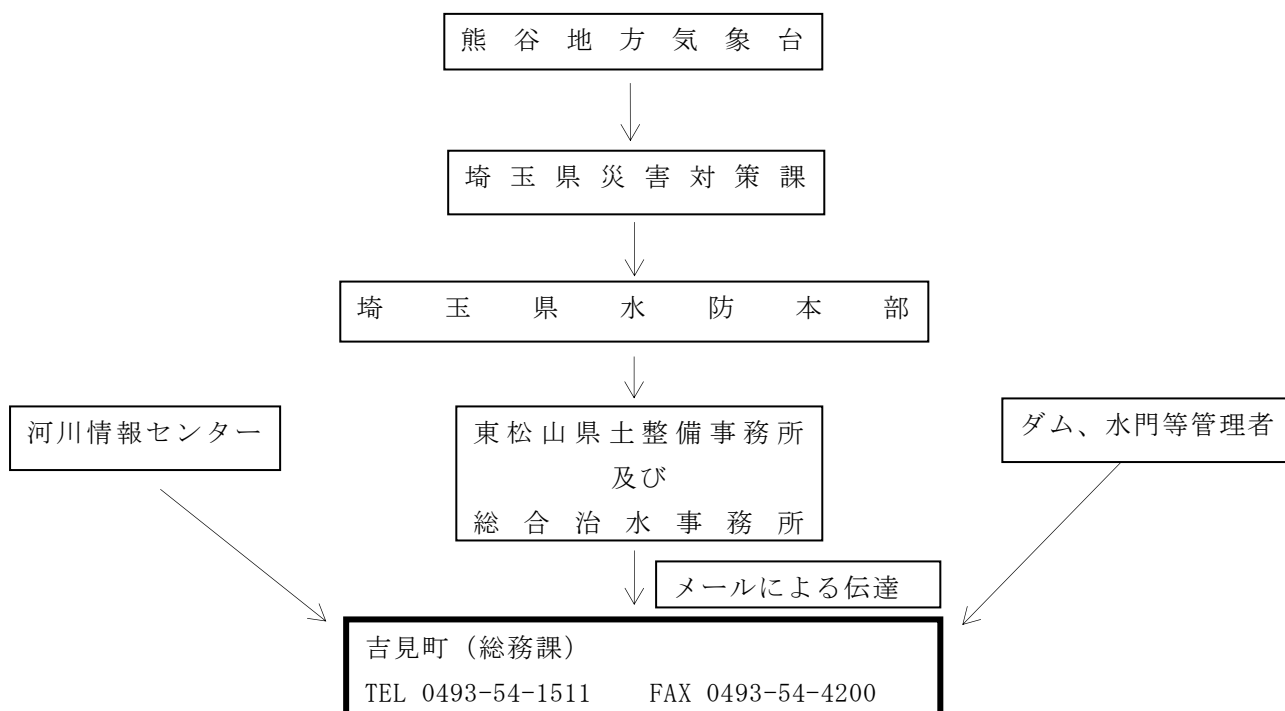
パソコン版・スマートフォン版 (<https://www.river.go.jp/portal>)

埼玉県版川の防災情報（埼玉県）

パソコン版 (<http://suibo.saitama-river.info>)

スマートフォン版 (<http://suibo-mt.saitama-river.info>)

5.2 水位等の通報系統図



第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

・川の防災情報

【PC版・スマートフォン版】 (<https://www.river.go.jp>)

第7章 ダム・樋管等

7.1 ダム・樋管等

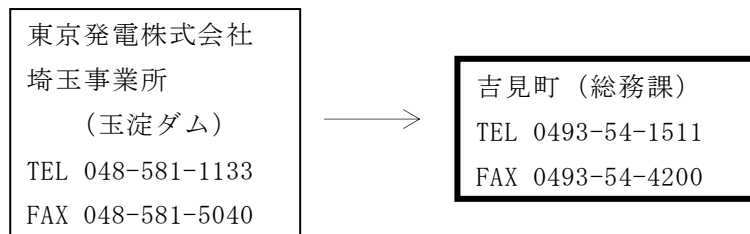
ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

(1) ダム

①水防上重大な関係を有するダム

河川名	名称	位置	所轄	責任者
荒川	玉淀ダム	大里郡寄居町 大字末野	東京発電(株) 埼玉事業所	埼玉事業所長

②伝達経路及び手段【FAX(一般)：NTT回線】



(2) 樋管等

①水防上重大な関係を有する樋管等

番号	名称	位置	管理者	監視員	操作基準	備考
1	東第二排水樋管 (東第二排水機場)	市野川左岸 川島町大字加胡 9 番地	東第二土地 改良区理事長	田 島英次郎	内外水位差による	電動機 巻揚式
2	吉見樋管 (吉見排水機場)	市野川左岸 吉見町大字荒子字八ツ島	吉見領土地 改良区理事長	松本博行	内外水位差による	電動機 巻揚式
3	南吉見樋管 (南吉見排水機場)	市野川左岸 吉見町大字荒子勝呉田	吉見領土地 改良区理事長	小島公雄	内外水位差による	電動機 巻揚式
4	横見樋管 (横見排水機場)	市野川左岸 吉見町大字江綱字樋ノ口	吉見町長	産業振興課	内外水位差による	電動機 巻揚式
5	渡戸樋管	市野川左岸 吉見町大字江綱渡戸	吉見町長	産業振興課	洪水時外水位と 内水位が一致し たとき全閉する	電動機 巻揚式
6	諏訪垵	市野川左岸 吉見町大字江綱字諏訪	吉見領土地 改良区理事長	松本博行	洪水時には全閉 する	手動機 巻揚式
7	次郎坊樋管	市野川左岸 吉見町大字南吉見 字次郎坊	西吉見南部土地 改良区理事長	新嶋啓男 鈴木 実	外水位が内水位 より高くなった 場合全閉する	手動機 巻揚式

7.2 樋管等の操作

(1) 監視及び操作

管理者及び監視員は、常時監視をするとともに、施設・機械等の点検整備を行う。また、監視員は異常を認めたときは、速やかに水防管理者又は施設管理者にその旨を報告し、適切な措置を講ずるものとする。

樋管は、外水位の上昇に伴い閉鎖されるが、漏水のないよう特に監視を要する。

法第 10 条の規定に基づき情報を知ったとき、又は同条の規定により国の機関が行う洪水予報の通知を受けたとき等、外水位の上昇が予想される場合、監視員は水位の状況を常に監視し、適切な樋管の操作を行うものとする。特に 5・6・7 の樋管については、排水機場と別に設置されていることから注意が必要である。

そのため、監視員と同様に各関係管理課が事前に樋管状況（開閉）を確認し、管理者に注意喚起を行うこととする。

緊急事態が生じたときは、各排水機場において速やかに万全の処置を施す。自然排水不能になったときも同様とする。

第 8 章 通信連絡

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりである。

名 称	電話番号	防災行政電話	FAX
荒川上流河川事務所	049-246-6715	83-732-591 ～595	049-246-6391
荒川上流河川事務所 熊谷出張所	048-522-0612	—	048-524-5041
埼玉県河川砂防課	048-830-5137	(6) -5137	048-830-4865
東松山県土整備事務所	0493-22-2333	(515) -21	0493-21-1214
川越比企地域振興センター 東松山事務所	0493-24-1110	—	0493-23-8510
東松山警察署	0493-25-0110	—	
比企広域消防本部	0493-23-2266	93-4832	0493-22-3905
東松山消防署吉見分署	0493-54-1558	—	0493-54-1994
東京発電(株)埼玉事業所 (玉淀事務所)	048-581-1133	—	048-581-5040
熊谷市 管理課	048-524-1481	(80) -4702	048-525-8878
東松山市 危機管理課	0493-21-1405 0493-23-2221 (時間外)	(78) -4710	0493-22-7799
川島町 総務課	049-299-1753	(78) -4753	049-297-6058

※防災行政無線のかけ方

市町村防災無線電話からかける場合

(無線用局番) — (内線番号または無線専用番号)

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

(1) 町内の水防倉庫

倉庫番号	所在地
1	吉見町大字一ツ木地内
2	吉見町大字大串地内（南吉見排水機場南側）
県管理	吉見町大字大和田地内（大和田陸橋下）

(2) 水防備蓄資器材

緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えること。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

備蓄資器材	第1号倉庫 (一ツ木地内)	第2号倉庫 (大串地内)	県管理 (大和田地内)
土のう袋	7,000袋	10,000袋	1,000袋
杭	15本	15本	
なまし鉄線	110kg	110kg	
掛矢	10本	10本	3袋
ムシロシート (ブルーシート)	250枚	250枚	20袋
エンピ	6本	6本	
カッター鉄線用	5本	5本	
ケンスコ	50本	50本	10袋
シノ	10本	10本	
鉄ハンマー	10本	10本	
鉄杭 (SBパイル)	300本	300本	
ツルハシ	5本	5本	
鎌	20本	20本	
縄	3巻	3巻	
鋸	4本	4本	

※ 掛矢：大きな木づち。くいを打ち込むときなどに用いる。

むしろ：わら等で編んで作った敷物（ブルーシートを代用）

縄：荒縄（ビニールひもを代用）

(3) 水防用土置場

- 比企広域消防本部東松山消防署吉見分署敷地内 3 m³
- 主要地方道東松山鴻巣線大和田陸橋下 県水防倉庫敷地内 3 m³
- 旧観音地区クリーン施設敷地内 2 m³ ・土のう袋2,000袋（倉庫内）

9.2 輸送

吉見町管内の水防活動に従事可能な輸送車両等は、次のとおりである。

課 名 等	車 種	台数	課 名 等	車 種	台数
総 務 課	ライトバン（プロボックス）	1	ま ち 整 備 課	ライトバン（プロボックス）	1
				ライトバン（カローラ F）	1
				小型トラック（タウンエース）	1
				小型トラック（エルフ）	1
				軽トラック（キャリー）	1
自 治 財 政 課	ミニバン（タウンエース）	1	水 生 活 課	ライトバン（サクシード）	1
				ライトバン（カローラ F）	1
				ライトバン（ウィングロード）	1
				小型トラック（ハイラックス）	1
				ミニバン（ハイゼット）	2
総 合 政 策 課	ライトバン（シャトル）	1	教 育 総 務 課	ライトバン（プロボックス）	1
産 業 振 興 課	ライトバン（プロボックス） 軽トラック（キャリー）	2 1	生 涯 学 習 課	ライトバン（シャトル）	1
				ライトバン（プロボックス）	2
				ワンボックス（キャラバン）	1
長 寿 福 祉 課	ミニバン（エブリイ） ワンボックス（セレナ）	1 1	消 防 吉 見 分 署	ボート（町：1，消：1）	2
				連絡車 1	1
環 境 課	軽トラック（キャリー）	1	吉 見 町 水 防 団	水防(消防)車両	6
	軽トラック（ミニキャブ）	1			

※「災害時における道路、橋梁等の応援復旧に関する協定書」に基づき、吉見町建設業協会に応援を求める。

第 10 章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 町の水防配備

町は、水防に関する予報及び警報・注意報等の発表があり洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、水防配備により水防事務を処理するものとする。

水防配備の発令は、水防本部長が行うものとする。ただし、本部員は、自らの水防事務の状況を考慮して、緊急に必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行う。この場合は、直ちに水防本部長に報告するものとする。

水防配備の発令基準とは、次のとおりとする。

配備区分	配備の時期	体制
待機	水防に関する警報・注意報等がまだ発せられていないが、水防体制が必要になりそうな気象情報等がある場合	関係職員は、常に気象状況に留意し、水防配備体制に切り替えられた場合に直ちに活動できる体制をとる。 また、危機管理班は、状況により出動し 情報の収集及び巡視等を行う。
初動配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	少数の人員で主として情報の収集・町内巡視及び連絡に当たる。
1号配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想される、又は排水機場の運転が開始されるなど、初期対応の水防活動が考えられるとき 2. 水防本部長が必要と認め指令したとき	事態の推移によっては、直ちに 2 号配備の招集その他の活動ができる体制をとる。
2 号配備	1. 軽微な被害が発生した、又は危険性が第 1 号配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認め指令したとき	所属人員の約 2 分の 1 を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる体制をとる。
3 号配備	1. 激甚な災害が予想されるとき、又は危険性が大きく、2 号配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認め指令したとき	所属人員全員を動員し完璧な水防体制をとり、水防本部を設置する。

各配備の人員は、次の配備人員基準とする。ただし、状況に応じその人員を緊急本部会議において増減することができる。（派遣職員等は含まない。）

部 \ 配備	初動配備	第 1 号配備	第 2 号配備	第 3 号配備	合 計
総 務 部	5	4	1 1	8	2 8
調 査 部	0	0	8	8	1 6
福 祉 健 康 部	0	0	2 3	4 2	6 5
産 業 環 境 部	4	4	6	3	1 7
ま ち 整 備 部	3	1 0	0	0	1 3
水 生 活 部	3	7	3	0	1 3
教 育 部	3	0	1 4	9	2 6
合 計	1 8	2 5	6 5	7 0	1 7 8

10.2 巡視及び警戒

（１）平常時

水防管理者は、池沼、河川に監視員を定め、随時区域内の池沼、河川、堤防等を巡回させるものとし、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとする。水防管理者は、国土交通省管理区域内にあつては荒川上流河川事務所長に、埼玉県管理区域にあつては東松山県土整備事務所長に連絡して必要な措置を求めるものとする。

水防管理者が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 1 2 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会い又は共同で行うことが望ましい。

監視池沼	監視員	池沼面積(a)	管理機関
大 明 神 前 池	福 田 正 克	4 8	田甲土地改良区
寺 ノ 前 池	〃	8 5	〃
堂 ノ 前 池	〃	7 6	〃
新 沼 （ 田 甲 ）	〃	3 5	〃
大 沼	戸 田 秀 男	4 8 6	西吉見南部土地改良区
天 神 沼	新 島 義 徳	2 5 0	久米田
和 名 沼	和 名 1 区 長	3 3 0	和名
八 丁 湖	黒 岩 区 長	5 2 3	黒岩

監視区域	監視員		補助員	延長 (m)	管理機関
	正	副			
荒川右岸堤防明秋横堤から 江和井まで	古 名 区 長	丸 貫 区 長 江 和 井 区 長	大 和 田 区 長 北 下 砂 区 長 蓮 沼 新 田 区 長 高 尾 新 田 区 長 久 保 田 新 田 区 長 蚊 斗 谷 区 長 ニュータウン江和井区長 古 名 新 田 区 長	5,400	国土交通省
荒川右岸堤防中曽根から明 秋横堤まで	上 砂 区 長	一 ツ 木 区 長	中 曽 根 区 長 地 頭 方 区 長 今 泉 区 長 明 秋 区 長	4,200	
市野川左岸堤防諏訪堰から 川島境まで	大 串 台 山 区 長	大 串 毘 沙 門 区 長 江 綱 上 区 長 江 綱 下 区 長 前 河 内 西 区 長	荒 子 上 区 長 荒 子 下 区 長 前 河 内 東 区 長 大 串 上 西 区 長 大 串 登 戸 区 長 大 串 宿 区 長 飯 島 新 田 区 長	5,300	埼玉県
滑川左岸堤防不動橋から市 野川左岸堤防諏訪堰まで	根 古 屋 区 長	流 川 区 長	江 口 区 長	3,600	

(2) 水防団（消防団）の非常配備

①水防団（消防団）の水防詰所及び警戒担当区域

詰所	住 所	責任者	活動人員	警戒担当区域
2-1	長谷336-1	部長	10人	応援班
2-2	地頭方464	〃	11人	荒川右岸堤防中曽根から 明秋横堤まで
2-3	和名812-1	〃	13人	市野川左岸堤防諏訪堰から 上流東松山市境まで
1-1	東野4丁目22-4	〃	13人	荒川右岸堤防明秋横堤から 蚊斗谷旧堤まで
1-2	久保田931-1	〃	10人	市野川左岸堤防諏訪堰から 下流川島町境まで
1-3	江和井787-2	〃	13人	荒川右岸堤防蚊斗谷旧堤から 川島町境まで

②水防団（消防団）の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は、おおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制	配備人員
待 機	1. 水防に関係のある予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 水防本部長が必要と認め指令したとき	水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく	団長：1 団本部員：6
準 備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき	水防団（消防団）長は、団員を所定の詰所に集合させ、部長は団員に資器材及び器具の整備点検させるとともに、担当区域内の水防上重要な工作物、堤防等の箇所の確認を行う	団長：1 団本部員：12 （内 女性消防団6） 団員：70 ※水防団83名 中、27名は町組織配備の各部に配置されている
出 動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	水防団（消防団）の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく	
指 示	1. 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき	水防団（消防団）の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく	
解 除	水防本部長より解除の指令をしたとき	水防団長より解除の指令をしたとき	

(3) 出水時【洪水】

水防管理者は、法 10 条第 3 項の規定（国の機関が行う洪水予報）又は第 16 条（水防警報）による通報を受けたとき、又は自ら洪水のおそれがあることを知ったときから洪水の危険が解除するまで、班員及び水防団を警戒巡視にあたらせる。

また、池沼の巡視及び警戒については、平常時監視員と職員巡視員とで連携し警戒活動を行うこととする。

班員は巡視の際、伝令 2 名以上同行し、危険箇所を発見した場合は、直ちに本部に連絡するものとする。

水防管理者は、異常を発見した場合は、直ちに荒川上流河川事務所長又は東松山県土整備事務所長に状況を報告するとともに、水防作業を開始する措置を講ずるものとする。

警戒にあたって特に注意する事項

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側斜面の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- ⑥橋梁その他の構築物と堤防との取付部分の異常

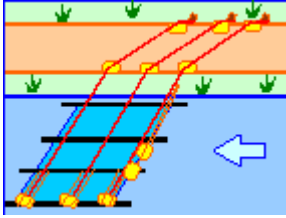
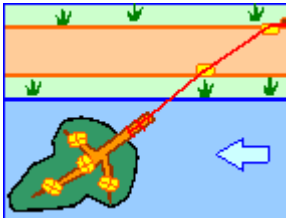
内水被害対策として、内水による浸水被害情報を得たときは、埼玉県危機管理防災部災害対策課に報告するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

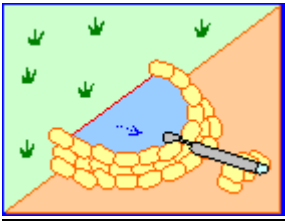
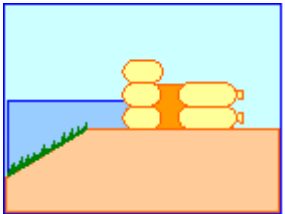
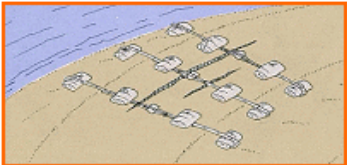
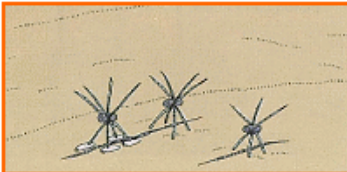
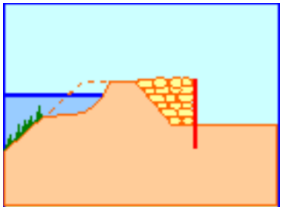
10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防工法の説明は、下記のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

シート張り工法 	合成繊維シート（ブルーシートなど）に骨組み材や重し土のうを取り付けた状態で投入し、川側斜面を直接保護する工法。汎用材料を用いて人力で作製することができる。シートを被災箇所に密着できないと効果が得られないため流速の速い河川での適用は困難である。 【ポイント】 シートがあおられないよう、重し土のうを確実に取り付けることが重要である。
木流し工法 	川側斜面に投入した樹木の抵抗力により、堤防表面の河川流速を低減させ、深掘れの進行を抑える工法。シート張り工法に比べ、あおりに対する抵抗力が高く、比較的流速の速い河川にも適用可能である。 【ポイント】 現地調達できる樹木を使用しますが、流水に対する抵抗力を得るためには、枝の茂った木を用いる方が効果的である。また、木流しがあおられないよう、重し土のうを確実に取り付けることが重要である。

月の輪工法 	漏水箇所周辺に、土のうを月の輪状に積み上げ、水深を保つことにより、川側との水位差を小さくし、漏水量の増加を抑え、堤防内部の土砂流出による決壊を防止する工法。居住地側斜面に用いられる。 【ポイント】 月の輪部分の水密性を確保し、漏水箇所（居住地側）の水位を上げることが重要である。なお、漏水量を増加させないことが目的であり、漏水を完全に止めることを期待する工法ではない。
積土のう工法 	堤防上面に土のうを積み上げ、越水を防止する工法。構造が簡単で汎用材料で作成できる。広く一般的に用いられている。 【ポイント】 止水の役割は、主に中詰め材が受け持つ。しっかりと踏み固め、止水性を確保することが重要です。
折返し（竹）工法 	天端を挟むように堤防斜面に竹を挿し、中央部で竹同士をつなぎ合わせ、亀裂の進行を防止する工法。
五徳縫い（竹）工法 	堤防斜面に発生した亀裂の周辺に竹を挿し込み、それらを束ねることにより亀裂の進行を防止する工法。
築まわし工法 	堤防の川表側の洗掘、又は崩壊で堤防断面不足となったときに、堤防の裏法面に堤防断面の厚みをつけ、破堤を防止する工法。

10.4 緊急通行

（１）緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

（２）損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.6 避難のための立退き

(1) 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、法第29条の規定に基づき、サイレン・無線・広報車・関係地域区長の伝達等の方法により避難のための立退きを指示するものとする。

水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、直ちに東松山警察署長にその旨を通知するとともに、東松山県土整備事務所長に報告しなければならない。

(2) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

※最寄りの避難場所へ避難すること。

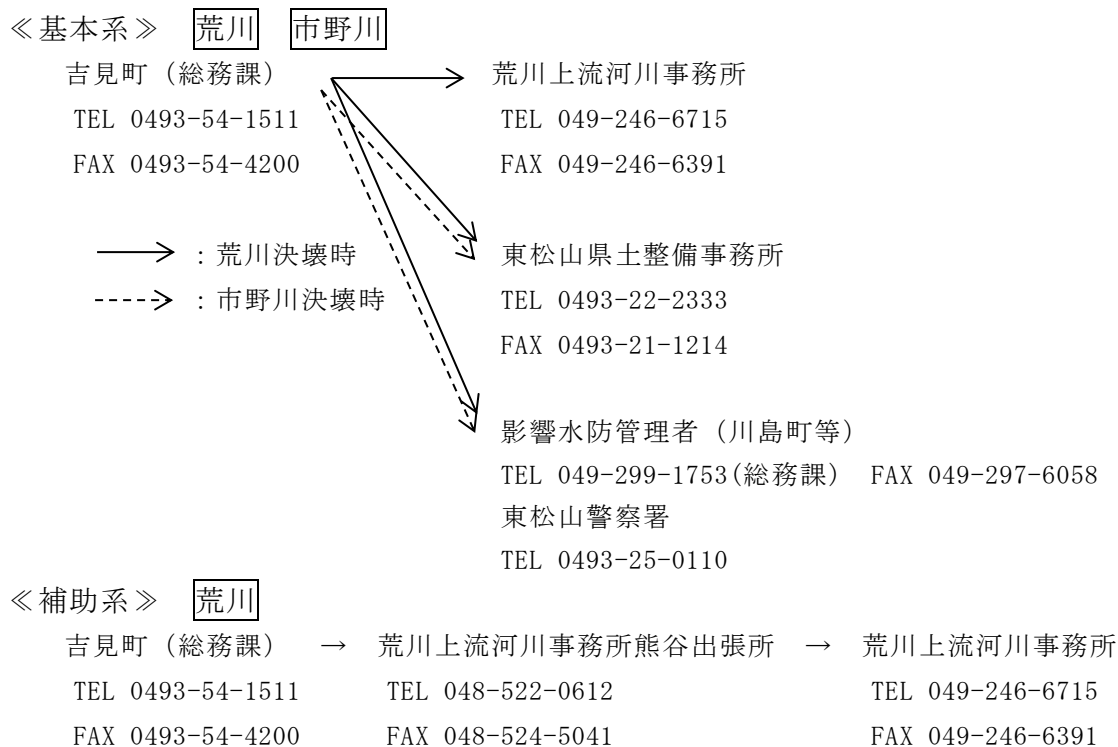
避難区域	避難場所	経路
東第一地区	東第一小学校（3階以上）	主要道路を経て小学校へ
東第二地区	東第二小学校（3階以上）	主要道路を経て小学校へ
南地区	南小学校（3階以上） 吉見中学校（3階以上） 吉見町役場（3階以上）	主要道路を経て小学校・中学校・役場へ
西地区	西小学校 西が丘小学校 西公民館 埋蔵文化財センター 西部ふれあいセンター	主要道路を経て小学校・公民館・埋蔵文化財センター・西部ふれあいセンター・
北地区	北小学校（3階以上）	主要道路を経て小学校へ

10.7 決壊・越水・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・隘水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（東松山県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者等）に通報するものとする。

また、国土交通省管理区域のとき、又はその区域に影響のある箇所にある場合は、荒川上流河川事務所にも通報するものとする。



（２）決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8 水防配備の解除

（１）水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

（２）水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。

第 1 1 章 水防信号

法第 2 0 条の規定による水防信号は、水防に関する規則（昭和 2 5 年 2 月 7 日埼玉県規則第 4 号）第 4 条に基づき、次表のとおりとする。

警鐘信号	サイレン信号	発するとき	事項
第 1 信号 ○休止○休止○休止	5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	河川の水位が氾濫 注意水位（警戒水 位）に達したとき。	区域内の居住者に 周知するとともに、 必要な団員を招集 し、河川の警戒に当 たる。
第 2 信号 ○-○-○ ○-○-○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理者より洪 水等のおそれがある 旨の警告があったと き。	水防団員及び消防 機関に属する者を招 集し、河川の警戒に 当たる。
第 3 信号 ○-○-○-○ ○-○-○-○	10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	堤防が決壊又は、 これに準ずべき事態 が発生したとき。	必要により水防管 理団体の区域内に居 住する者の出動を求 める。
第 4 信号 乱 打	1 分 5 秒 1 分 5 秒 ○-休止 ○-休止	洪水等が著しく切 迫し、区域内の居住 者を避難させる必要 があると認めたと き。	必要と認める区域 内の居住者を避難の ため立ち退くことを 指示する。
※ 地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。 備考 1 信号は、適宜の時間継続するものとする。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。			

第 12 章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者関東地方整備局長及び埼玉県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には、通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞（例）

- ① 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み、浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- ② 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ③ 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- ④ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防管理団体は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は、水防機関の相互協力応援について、水防法第 23 条第 1 項に基づき、水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、つとめて併用の便を図るものとする。

12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため等必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法については、あらかじめ東松山警察署長と協議しておくものとする。

警察署及び駐在所	所在地	電話番号
東 松 山 警 察 署	東松山市上野本 1 1 1 7 - 1	2 5 - 0 1 1 0
吉 見 東 駐 在 所	吉見町大字谷口 1 1 3 - 2	5 4 - 1 5 2 4
吉 見 交 番	吉見町大字中新井 4 6 6 - 3	5 4 - 2 3 9 6

12.4 自衛隊の派遣要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、埼玉県において発生する各種の災害に際し、県民の生命財産を保護するため、自衛隊に対する災害派遣要請及び自衛隊との連絡は、次のとおり実施する。

（詳細については、埼玉県地域防災計画【風水害・事故対策編】第3編・第2章・第14節「応急対応力の強化」を参照）派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにするものとする

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

部 隊 名 (駐屯地名等)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部（入間基地）	運用第2班長	司令部当直幕僚	狭山（042）953-6131 内 線 2233 時間外 2204 2209
陸上自衛隊 第32普通科連隊 （大宮駐屯地）	第2科長	部隊当直司令	（048）663-4241 内 線 425・426 時間外 402

12.5 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

（１）水防連絡会

町は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

（２）ホットライン

町は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また、気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

12.6 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第１３章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

（１）費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

（２）利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

13.2 公用負担

（１）公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団 〇〇部長	
氏 名	
上記のものに	区域における水防法第28条第1項の権限を委任
したことを証明する。	
令和 年 月 日	
	水防管理者
	宮 崎 善 雄 印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書	
第 号	
種 類	員 数
使 用	収 用
令 和	年 月 日
	水防管理者 宮 崎 善 雄
	事務取扱者 氏 名 印
殿	

(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 1 4 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第 2 8 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防活動報告

水防本部は、水防警報（出動）発令から解除までの間、水防活動状況について情報収集を行うので、水防団は、活動状況を水防本部へ報告する。

水防管理団体（水防本部）は、情報連絡責任者を定め、水防活動実施の際、所轄県土整備事務所長へ報告する。

（１）水防活動実施報告

- ・水防活動の開始時・終結時に報告
- ・亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は、逐次情報収集し、報告。
- ・破堤等、重大な状況が生じた場合は、速やかに情報収集し、また、情報が入り次第、報告。報告様式 様式 6－1、様 7 0（埼玉県水防計画 様式）

（２）活動内容報告

- ・水防活動の終結後に報告。報告様式 様式 6－2、様 7 1（埼玉県水防計画 様式）

第 1 5 章 水防訓練

指定水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 1 6 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県が、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表しているものは、以下のとおりである。

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表 HP アドレス	関係市町村	作成主体
荒川	荒川及び入間川流域	R6. 5. 28	http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index038.html	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、宮代町、白岡市、杉戸町、松伏町、三芳町、寄居町、深谷市、三郷市、坂戸市、毛呂山町、鳩山町、川島町、 吉見町 、鶴ヶ島市	国土交通省
	市野川	R6. 5. 28	http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikui/ki/	東松山市、川島町、滑川町、 吉見町	埼玉県

16.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとされている。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う洪水に係る避難訓練に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ロ 大規模な工場その他の施設（イに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

16.3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により吉見町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.4 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により吉見町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.5 防災ハザードマップ

町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災ハザードマップを作成し印刷物を各世帯に配布している。また、防災ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この防災ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

